労秘第一〇〇七号

昭和六年五月四日

内務大臣 安達謙蔵殿

社会局長官殿

内務省警保局長 高橋守雄

深川商店労働争議ニ関スル件

6. 5. 5
24227

発生 四、一四 解決 五、一八
使用労働者 二十
争議参加者 二
関係労働組合 総聯合

東京市内深川区東扇橋一丁目所在深川商店ニ於ケル争議ニ付左記ノ通報告ス

記

一、争議発生ノ場所 深川区東扇橋一丁目 長谷川商店

二、事業主側

標記商店ニ労働争議発生セルカ状況左記ノ通

記

一、争議発生ノ場所 深川区東扇橋一丁目 長谷川商店

二、事業主側

四月二日頃大正海運株式会社ニ従業員ヲ以テ組織シタル為来遊船支社ニ依頼シ今十四日迄ニ組織ヲ強要ス

東京市内深川区東扇橋一丁目所在深川商店ニ於ケル争議ニ関スル件